

桜井市第6期介護保険料（平成27年度から平成29年度）

介護保険料基準額は第5段階の63,600円です。

（単位：円）

所得段階	所得等の条件	基準額に対する割合	保険料（月額）	保険料（年額）
第1段階	生活保護を受給している人、又は世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	2,650	31,800
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	3,975	47,700
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.75	3,975	47,700
第4段階	同一世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	4,770	57,240
第5段階	同一世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額	5,300	63,600
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	6,360	76,320
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	6,890	82,680
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	7,950	95,400
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	9,010	108,120
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.80	9,540	114,480
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.90	10,070	120,840
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2.00	10,600	127,200